

### Ⅲ 子育て支援施設等の設置及び子育て支援サービスの 提供に関する配慮事項

## 1 子育て支援施設

### 考え方

子育て支援施設が建物内に併設されていると、子育て世帯にとっては非常に便利で助かるものです。

また、子育て支援施設では利用する親子の自然な交流を生み出し、良好なコミュニティの形成が期待できます。

子育てに配慮した住宅は、地域の子育て環境の向上に資することも目指しています。地域の子育て世帯も子育て支援施設を利用することにより、入居者同士のみならず、入居者と地域の交流が生まれ、地域のコミュニティが活性化することにより、地域全体の魅力向上にもつながります。

### ※注意事項

子育て支援施設の設置については、地域の区市町村の担当窓口と事業計画の有無や内容等について事前に相談する等、綿密に調整して決定する必要があります。

### 留意点

#### ○公的機関との調整

- ・設置しようとする子育て支援施設が、地域にとって優先度の高いものであるのか、また、設置に当たっての法制度面での留意事項はないかどうか等について、住宅の企画段階のできる限り早い時期に、区市町村の担当窓口等で、地域の子育て世帯の状況や施設の必要性、整備基準等について照会・確認を行うことが必要である。この照会・確認を行う中で、子育て支援に関する制度や地域の需要等を確認でき、これに基づきながら設置の実現性を判断することが可能となる。
- ・子育て支援施設を設置する場合、施設によっては設置基準等の公的な基準等が定められているものもあり、特に公的機関の認可・認証等を受ける場合や、公的支援（補助金の交付等）を受ける場合、認可外保育施設を運営する場合はこれらの基準等を遵守しなければならない。このため、区市町村等と具体的な内容について協議を行いながら、進めていくことが必要である。
- ・施設の整備費や運営費等に対する国や区市町村からの支援の有無については、区市町村の担当窓口に問い合わせること。

#### ○運営者の確保及び運営計画の策定

- ・子育て支援施設の運営には専門的な知識が必要で、住宅事業者自らが運営しない場合はこれらの専門的な知識を有する子育て支援サービス提供者に運営してもらおう等、他の主体との連携が必要である。このため、企画の段階から子育て支援サービス提供者に相談等を行い、運営者を確保することが重要である。子育て支援サービス提供者の中には子育て応援とうきょう会議の協働会員や区市町村と連携を行っている団体もあり、とうきょう子育てスイッチ（注）による検索や区市町村の窓口紹介等を通じて、子育て支援サービス提供者を検討することも可能である。

（注）とうきょう子育てスイッチ：「参考資料 1.とうきょう子育てスイッチについて」を参照

- ・子育て支援施設の運営に当たっては、長期的な視点で安定かつ持続可能な運営計画を立てることが重要である。まず、企画段階にあつては、立地・市場の分析や需要予測、適正な施設規模や設備投資（更新等を含む。）といった経営的な視点からの検討が必要である。施設の運営を子育て支援サービス提供者が実施する場合には、サービス提供者との間で運営状況の報告の場を定期的に設けて意見交換等を行っていく等、それぞれの事業が安定的に行われていくための十分な連携を図っていくことが大切である。

○公的な子育て支援サービスの場合の留意点

- ・サービスが公的なもので、利用者の選考が一般公募による等、居住者優先の制度がない場合については、入居募集時の広告等の情報提供において明確に説明し、入居後のトラブルのないようにすることが大切である。
- ・保育所等においても、一時預かり、子育てひろば事業の実施、園庭開放や子育て相談等居住者や地域の方々も利用できる事業を実施することで、地域の身近な子育て支援拠点として居住者や地域に認識されていき、地域の魅力の向上につながっていく。

○施設計画に関する配慮点

- ・施設の設置に当たっては、当該施設の設置基準等を遵守するほか、一般住宅部分と動線や配管等を分離するなど、一般住宅部分との管理区分を明確にするよう計画すること。

参 考

子育て支援施設の例

子育て支援施設 ・サービス	概要	対象年齢等
認可保育所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 何らかの理由によって十分な保育が受けられない乳幼児を対象として保育を行う施設で、児童福祉法に基づく知事の認可を受けたもの</li> </ul>	「保育を必要とする乳児・幼児」がいる場合 対象年齢は、0歳から小学校就学前まで
認証保育所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童福祉法による認可を受けていない保育施設のうち、区市町村の設置の計画に基づき区市町村の推薦を受け、東京都が定める要件を満たした施設で、東京都知事の認証を受けたもの</li> </ul>	保育を必要とする場合 0歳～小学校就学前 ※0歳児保育を必ず実施する。
家庭的保育事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家庭的保育者（保育を必要とする乳児・幼児の保育を行う者として区市町村が適当と認めるもの）が、その居宅等で、利用定員を5人以下として保育を行う事業。東京都が独自に支援する事業と区市町村認可事業がある。</li> </ul>	区市町村が保育を必要と認めた0歳から小学校就学前までの児童
小規模保育事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定員6人以上19人以下の小規模保育施設で、保育を必要とする乳児・幼児に対し、保育を行う区市町村の認可事業</li> </ul>	区市町村が保育を必要と認めた0歳から小学校就学前までの児童

参 考

子育て支援施設の例（続き）

子育て支援施設 ・サービス	概要	対象年齢等
幼稚園	<ul style="list-style-type: none"> <li>義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする施設</li> </ul>	3歳から小学校就学前までの幼児
認定こども園	<ul style="list-style-type: none"> <li>幼稚園、保育所等のうち、以下の機能を備え、認定基準を満たす施設で知事の認可又は認定を受けたもの                             <ul style="list-style-type: none"> <li>①就学前の子供を保護者の就労の有無にかかわらず受け入れ、幼児教育・保育を一体的にする機能</li> <li>②地域における子育て支援を行う機能</li> </ul> </li> <li>類型：幼保連携型・幼稚園型・保育所型・地方裁量型</li> </ul>	0歳から小学校就学前までの児童
認可外保育施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>認可を受けずに、小学校就学前児童を保護者から預かり、保育を行う施設</li> </ul>	0歳から小学校就学前までの児童
地域子育て支援拠点	<p>【利用者支援事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>子供及びその保護者等、又は妊娠している方がその選択に基づき、教育・保育・保健その他の子育て支援を円滑に利用できるよう、身近な場所で、情報提供及び相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施し、必要な支援を行うもの</li> </ul>	18歳未満のすべての児童及びその保護者、または妊娠している方
	<p>【地域子育て支援拠点事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公共施設や保育所等の地域の身近な施設で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施するもの</li> </ul>	0歳から3歳までを中心とした親子
学童クラブ	<ul style="list-style-type: none"> <li>保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対し、授業の終了後等に児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業</li> </ul>	保護者が労働等により、昼間家庭にいない小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童
児童館	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操を豊かにすることを目的とする屋内型の児童厚生施設</li> </ul>	18歳未満の全ての児童
親子ひろば付きカフェ	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域子育て支援拠点事業、イベント・教室、カフェ事業、多世代交流、一時的な保育サービス（認可外保育施設に該当）の実施等のサービスの複合施設</li> </ul>	地域子育て支援拠点事業は0歳から3歳までを中心とした親子 認可外保育施設は0歳から小学校就学前までの児童 その他のサービスは特になし
小児科等医療施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>小児科等子供が受診する施設として適したもの</li> </ul>	特になし

## 2 キッズルーム

### 考え方

雨の日や寒い日等外遊びができないときでも、建物内に子供が遊べるスペースがあると、とても便利です。キッズルームがあると同世代の子供を持つ親同士が集まり、自然な交流を生み出す効果もあります。キッズルームの整備に当たっては、親の目が行き届き、家具や設備、遊具などのけがの防止等安全性に配慮することが必要です。

また、キッズルームの設置に当たっては、一般住宅部分と動線や配管等を明確に分離する等の配慮が必要です。

将来、入居世帯の構成が変化し、キッズルームとしての用途で利用することのなくなるケースも考えられます。将来のニーズの変化を想定し、他の用途への転用が可能となるような平面、設備計画とすることも必要です。

### 整備の目安

#### ○室内外の仕様

以下に示すもののほか、本ガイドラインに掲載されている事項を目安にする。

- (1) 滑りにくい床仕上げ
- (2) 危険箇所等へのフェンス、鍵の設置
- (3) 指挟み防止措置やドアクローザー、ドアストッパー等を備えた建具の採用
- (4) 壁等の出隅の面取り

#### ○授乳やおむつ替えのできるスペースの確保

#### ○共用トイレの設置

#### ○テーブル、椅子等の歓談用の家具の設置

#### ○本、おもちゃ等の収納家具、スペースの設置

○施設の用途により関係する法令等の定めがある場合は、それぞれの法令等を遵守する。

○施設利用者の種別により一般住宅部と分離した動線を確保する等の措置を講じる。

### サービスの提供例

○近隣保育施設と連携した育児相談や一時預かりサービス

○入居者向けのイベント

○入居者間や地域、多世代交流等の取組

○子育て支援サービスの情報提供（利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業等の実施など）

### 3 集会室や交流スペース

#### 考え方

初めて子供を持つ親は孤立しがちです。集会所や交流スペースを活用した子育て世帯同士の新たな交流の創出は、子育て世帯の孤立化を防ぐためにも非常に重要です。

また、子供の健やかな成長には多様な世代との豊かな交流も非常に重要です。集会所や交流スペースは多世代がコミュニケーションをとれる場としての活用も見込めます。

#### 整備の目安

##### ○室内外の仕様

以下に示すもののほか、本ガイドラインに掲載されている事項を目安にする。

- (1) 滑りにくい床仕上げ
- (2) 危険箇所等へのフェンス、鍵の設置
- (3) 指挟み防止措置やドアクローザー、ドアストッパー等を備えた建具の採用
- (4) 壁等の出隅の面取り

○施設の用途により関係する法令等の定めがある場合は、それぞれの法令等を遵守する。

○施設利用者の種別により一般住宅部と分離した動線を確認する等の措置を講じる。

○キッズルームを兼ねる場合は、前ページに掲載されている事項にも配慮する。

#### サービスの提供例

○近隣保育施設と連携した育児相談や一時預かりサービス

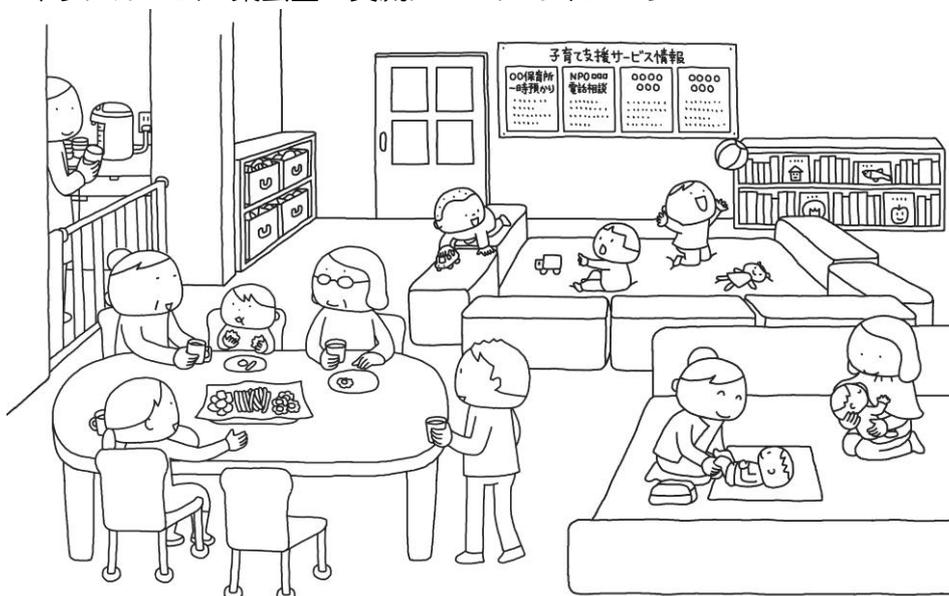
○入居者向けのイベント

○入居者間や地域、多世代交流等の取組

○子育て支援サービスの情報提供（利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業等の実施など）

☞ 共用部分を一時預かりサービス等の特定目的で利用する場合、当該サービスを利用しない居住者との関係（管理費等）を事前に整理することが重要である。

#### 参 考 キッズルーム・集会室・交流スペースのイメージ



## 4 屋外スペース

### 考え方

敷地内に子供が安全に遊ぶことができる屋外スペースがあると、ちょっとした時間でも親が見守りながら子供を遊ばせることができます。

また、菜園スペースがあると、共同で野菜を育てることを通じた居住者同士の活発な交流を生み出す効果もあります。

屋外スペースでは、子供同士、親同士の活発な交流を生む様々な取組を行うことにより、居住者の良好なコミュニティ形成の促進が期待できます。

### 整備の目安

- 子供が遊べる砂場や滑り台等の設置
- 菜園スペースの設置（収穫した作物を調理する設備があれば、より便利）
- 共用の手洗い場やトイレ、物置の設置
- ベンチや日陰スペースの設置
- 植栽、芝生、花壇等の配置による緑化の推進
- 施設の用途により関係する法令等の定めがある場合は、それぞれの法令等を遵守する。

### サービスの提供例

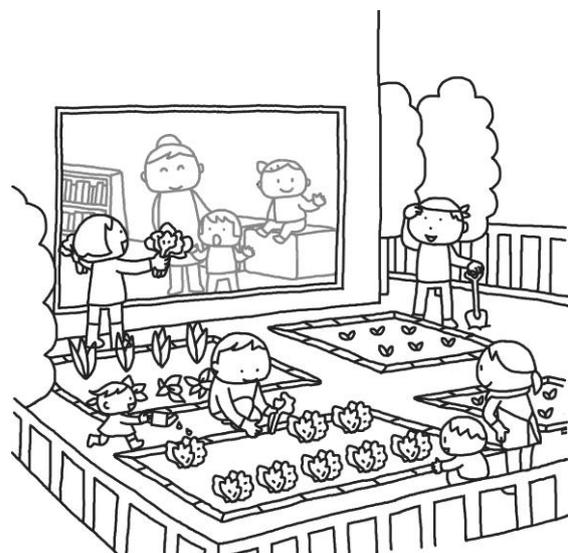
- 入居者向けのイベント
- 入居者間や地域、多世代交流等の取組
- 菜園スペースでの収穫祭

### 参 考



緑地とベンチの整備例

### 菜園スペースのイメージ



## 5 その他子育て支援サービスの提供・連携

### 考え方

子育て世帯が、安心して子供を生み育てられるには、必要な時期に適切な子育て支援を受けられることが必要です。子育て支援施設等が建物内に併設されていれば、施設の運営者に子育て支援の担い手になってもらうことが期待できます。子育て支援施設等が併設されていない場合でも、外部の子育て支援サービス提供者と連携することで、支援を受けやすくすることができます。

### 留意点

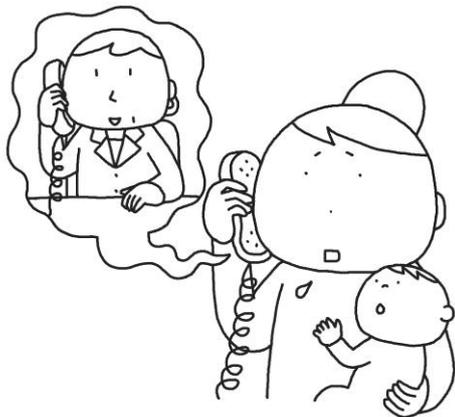
- サービス提供の検討に当たっては、施設設置の場合と同様に、公的機関との連携を図ることや運営者の確保及び運営計画の策定を確実にを行うことが大切である。
- サービスの内容によっては、サービス提供者と契約書を締結し、利用に関する費用、契約期間、サービスの提供頻度等を取り決め、サービスの提供が円滑に行われるよう配慮すること。

### サービスの提供例

- 近隣保育施設と連携した育児相談や一時預かりサービス
- 近隣医療施設と連携した夜間診療や訪問診療
- ベビーシッターなどの訪問保育サービス
- 子育てに関する電話相談実施団体と連携した相談サービス
- 入居者向けのイベント
- 入居者間や地域、多世代交流等の取組
- 子育て支援サービスの情報提供（利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業等の実施など）

### 参 考

電話相談サービス



対面相談サービス

